

## ○北海道防衛施設地方審議会の運営に関する達

北海道防衛局達第22号

改正 平成22年11月10日北海道防衛局達第14号

防衛施設地方審議会令（昭和37年政令第412号）第6条の規定に基づき、北海道防衛施設地方審議会の運営に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛施設地方審議会

### 北海道防衛施設地方審議会の運営に関する達

（通則）

**第1条** 北海道防衛局に置かれる防衛施設地方審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関しては、防衛省組織令（昭和29年政令第178号）及び防衛施設地方審議会令に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

（会議の通知）

**第2条** 審議会を招集するときは、会議の日の5日以前に日時、場所及び諮問事項の概要その他を各委員に通知するものとする。

ただし、緊急処理を必要とするものについては招集予告の期間を短縮することができる。

（議長）

**第3条** 会長は、会議の議長となり議事の整理をする。

（専門委員会）

**第4条** 会長は、議事の促進を図るため必要に応じ専門委員会を設け、あらかじめ諮問事項について審議をさせることができる。

- 2 専門委員会は委員長及び専門委員若干名で組織する。
- 3 委員長及び専門委員は、会長が審議会の委員のうちから指名する。
- 4 委員長は審議した事項に関し審議会にその経過を報告するものとする。

（実地調査）

**第5条** 委員は、諮問事項を調査審議するため必要に応じ実地調査をすることができる。

(有識者の意見聴取等)

**第6条** 審議会は、諮問事項の調査審議に当たり、高度かつ専門的な意見等を聴取する必要があるときは、有識者を招いて意見等を聞くことができる。

(調査員)

**第7条** 審議会に必要な応じ調査員若干名を置くことができる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月10日北海道防衛局達14号)

この達は、平成22年11月11日から施行する。